

平成21年 3月16日
東北森林管理局

立木販売における搬出期間の延長について

世界的な金融危機の影響による景気後退から、新設住宅着工戸数が低迷するなど、国産材の原木市況は極めて厳しい状況にあります。

このような中で、既契約の立木販売物件については、買受人が契約で定められた搬出期間に拘束され、売り先の無いまま伐採・搬出した場合には、市場への供給過剰となり、さらなる市場価格の悪化をもたらしかねないと考えられます。

つきましては、下記により立木販売物件の搬出期間を延長できる措置を講じます

記

1 搬出期間を延長することができる立木販売物件

次の各事項をすべて満たす物件

- (1)平成20年度以前に販売した物件で、平成21年度中(平成22年3月31日)に搬出期間満了となる物件。
- (2)秋田杉、スギ、カラマツを主とした林分。
- (3)搬出期間の延長により、国有林野事業の販売事業を進める上での損害及び管理経営上の支障を及ぼさないと認められる物件。

2 搬出期間を延長することができる期間

1ヶ年を限度とする。

3 申請先

搬出期間延長の手続きは、立木を買い受けた森林管理署等に申請してください。

【 問い合わせ先 】

東北森林管理局 森林整備部 販売課

担当:収穫係

TEL:018(836)2152

FAX:018(836)3594

搬出期間延期申請書

平成 年 月 日

展覧

住所氏名

平成 年 月 日付け 月 回をもって買い受けた立木販売物件について、下記のとおり搬出期間の延期を申請します。

記

1. 搬 出 期 間 平 成 年 月 日

2. 延期申請期間 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで(日間)

3. 搬出未済の数量 m3

4. 理 由

5. その他(林小班等)